

令和5年3月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和5年3月総会

萩市農業委員会総会議事録

3月16日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第18号 農用地利用集積計画の決定について
議案第19号 萩市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について
議案第20号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について
議案第21号 萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則の一部改正について
議案第22号 非農地判断について
議案第23号 別段面積の設定の廃止について
議案第24号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
議案第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第26号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田村 廣 | 2番 中野 恵子 |
| 3番 長富 繁美 | 4番 原田 知美 |
| 5番 品川 民雄 | 欠席 草野 隆司 |
| 7番 岡崎 弘明 | 8番 金子 哲也 |
| 9番 横山 喜一郎 | 10番 鈴川 肇 |
| 欠席 矢次 利典 | 12番 守永 正範 |
| 13番 烏田 茂夫 | 14番 藤田 芳昭 |
| 15番 大石 博則 | 16番 原川 久美子 |
| 17番 松田 由美子 | 18番 尾木 武夫 |
| 19番 片岡 兼雄 | |

○議事録署名委員

- 4番 原田 知美 15番 大石 博則

○議 事

事務局長 ただいまから、令和5年3月定例総会を開催いたしますが、先に議案の訂正についてお願い申し上げます。議案書31ページから32ページの第14項及び第15項につきまして、合意解約の報告案件でございますが、31ページ、32ページの第14項・第15項を削除し、32ページの第16項を第14項に訂正いたします。大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

改めまして、本日、農業委員会委員19名中、17名の出席がありますので、総会が成立しています。議長は萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長をお願いいたします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 原田委員、15番 大石委員にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第16号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

3月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1km、●●●、地目は登記が田、現況が畑、面積3,626㎡、合計で7,831㎡です。譲受人は

●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、●●●の●●●のそばにございます。赤いところが●●●ですが、●●●がこちらにあって、●●●を挟んで反対側のこのあたりに、●●●がありますが、●●●の方に向かう道になりますが、その道の下側に申請地が3筆ございます。現在、●●●さんがハウスを建てて耕作をされています。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんをご高齢であるため、息子さんに農地を譲り渡したいと考えられ、譲受人の●●●さんは、●●●さんが理事長を務めている、●●●が行っている農作業を手伝っているため、これを了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は10年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日となっております。

次に営農計画ですが、申請地では現在、ハウスでいちごの栽培がされていますが、今後も●●●さんの力を借りながら、●●●さんがいちごを栽培されるご予定です。

最後に、農機具の保有状況ですが、草刈機を所有されています。また、トラクター等、その他必要な農機具については、●●●が所有する農機具を利用されるということでございます。

現地の写真ですが、今このようにハウスが建っており、ハウスの中はこのように感じでいちごの栽培が行われています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 この件につきまして、ただいま事務局から説明があったとおりです。●●●の●●●が息子さんに贈与されるということで、問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
図面の番地はこれであっていますか。

事務局 申し訳ございません。
こちらが、●●●、こちらが●●●、そしてこちらが●●●でございました。大変失礼いたしました。

議長 ほかにご覧いませんか。
それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第17号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

3月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東556mに位置し、第2種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない孤立した農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は、登記・現況とも田、面積は995㎡です。

雑種地部分の一体利用地983㎡を含めた合計面積は、1,978㎡となります。

転用者は、●●●の●●●で、所有者は、●●●の●●●さん外2名で、持分は3分の1ずつです。

申請地は、●●●の●●●の建物から東に向かって、道路と会社の駐車場を挟んだ向かい側の農地となります。

転用目的ですが、譲受人の●●●は、現在、●●●に事務所を置き、ガラス及びガラス製品の販売並びに関連工事一式などの業務を営まれておりますが、近隣の市町からの受注増加に伴い、駐車場及び資材置場が手狭になったため、事務所の既存駐車場の隣接地にあ

る申請地を購入し、より一層の受注工事の増加に備え資材置場を拡張される計画です。

また、現在でも、ガラス製のカーポート等の工事も行っており、将来的には附属業務として土木工事等を行うご計画です。

譲渡人につきましては、本申請地を相続により譲り受けましたが、土地の耕作も管理もできないため譲渡されるとのことでした。

周辺の写真の説明ですが、こちらが北側から南側を撮った写真でございます。こちらが一体利用地から撮った写真でございます。こちらと同じく事務所の方から申請地を取った写真になります。奥が申請地です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は雑種地及び宅地、東側及び南側は雑種地、西側は公衆用道路に接しており隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、道路側の黄色い部分が、既存の資材置場、駐車場として利用されています。

こちらの土地利用計画図のとおり、進入路234㎡を設け、来客用駐車場6台、従業員駐車場8台、真砂置場95㎡、砕石置場113㎡、残土一時置場150㎡、型枠、足場、パイプ等置場145㎡として利用される計画です。

道路側の一体利用地につきましては、進入路のほか、倉庫3棟、車庫、車両出入り回転場として利用される計画です。

用排水計画ですが、申請地周囲に溝を掘り、雨水は自然流下により、北側に存在する農業用排水路以外の水路に放流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、下層は、山ずりを1m埋立て、上部は工事用残土の敷き均しにより整地を行います。資材置場の周囲は、境界から1m後退させ、土羽仕上げを行い、張り芝により法面保護を行うため土砂等の流出のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 8 番 この件につきまして、3月1日に現地確認を行っております。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。以前ここは水稻を熱心にご作っておられました、亡くなられたあと、ご覧のように維持管理をするのがやっとなような状況になっております。周辺にはここだけが取り残された格好で、農地はありません。周辺の農地には全く影響はないということです、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

3月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西3kmに位置する●●●農業振興地域内にある過去に公共投資の対象となっていない農用地区域内農地であり、農用地除外後は、小集団農地で第2種農地に該当します。地番は、●●●、登記地目は田、現況地目は転用済みのため荒廃、面積3,084㎡の内793㎡です。一体利用地の山林●●●番、1087㎡を含めた全体面積は1,880㎡です。

転用者は、●●●の●●●で、所有者は、●●●の●●●さんです。

権利移動の区分は、使用貸借による権利の設定となります。

申請地は、県道●●●号線沿いで、●●●の交差点、●●●から南に1.5kmの位置となります。

周辺の写真ですが、ここが資材置場になっております。

転用目的は資材置場です。本案件は無断転用案件でございます、平成23年から資材置場として利用されていたものであります。

申請理由は、転用者の●●●は、●●●に本店を設置し、社員数20人程度で、●●●、●●●、●●●、●●●で、土木・建築業等を営まれておりますが、当時、●●●の経営規模拡大により既存の資材置場が手狭になり新たな資材置場を設けることとなったため、人家や農地が近接しておらず交通の便が良い本申請地を資材置場として整備されたものでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と西側は令和3年3月に非農地通知を行った原野、東側は一体利用地の山林、南側は山林に接しており隣接農地はありません。

なお、周辺には申請者の農地があり、農地パトロールにより、こちらも既に令和3年3月に非農地通知を行っている耕作放棄地でありまして、これらの周辺の非農地通知済みの農地は、議案第26号の現況確認で報告します。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、道路側の黄色い部分が山林部分の一体利用地で、緑色部分が申請地部分となります。

こちらの土地利用計画図のとおり、ブルドーザー置場5台、クローラー置場3台、パワーシャベル置場5台、砂利置場100㎡、真砂置場68㎡、物置8.75㎡として利用される計画です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下により、●●●さん所有の原野に放流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、既に造成されており現地を確認したところ、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

なお、本案件は無断転用のため、今後は農地法を遵守する旨の始末書も提出されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議 長 はい、事務局をお願いします。

事務局 第2項につきましては、本日、●●●委員さんが急遽欠席となりましたので、事務局から現地調査についての説明をいたします。

3月3日、所有者の●●●さん、行政書士さん、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認をいたしました。内容は事務局の説明のとおりですが、申請地周辺については令和2年8月の農地パトロールで現況を確認し、原野化していると判断し、非農地通知を送付済みでございます。必要最小限の面積を資材置場として転用するもので、周辺農地に影響はないことから、問題ないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要

になります。農用地利用集積計画について、市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。公告は4月1日が土曜日であるため、前日の3月31日付となります。

それではお手元にお配りしています農地中間管理事業による利用権設定状況（令和5年4月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。4月1日に設定されるものは、件数56件、筆数143筆、田が202,603㎡、畑が21,216㎡、合計が223,819です。内容については次のページに記載しております。

続きまして、利用権設定状況（令和5年4月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。4月1日に設定されるものは、新規が、件数47件、筆数88筆、田が129,059㎡、畑が5,559㎡、合計で、134,618㎡です。更新が、件数263件、筆数670筆、田が934,210㎡、畑が、14,176.55㎡、合計で、948,386.55㎡です。新規と更新を合わせた合計が、1,083,004.55㎡です。利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第19号「萩市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の一部改正について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。議案は7ページから14ページです。説明に入る前に議案の訂正とお詫びを申し上げます。修正部分のページは机の上に議案第19号訂正資料を置いております。

訂正箇所は4箇所です。一つ目は、7ページ上段の大地の大地の字を踏み台の台に訂正したものです。二つ目は、8ページ下段の遊休農地解消目標の管内の農地面積の3年後と目標年度の数値が、遊休農地解消面積を反映していない数値だったため4,338.5と4,300に訂正したものです。

三つ目は11ページ下段の(2)を(3)に訂正。四つ目は、同じく11ページ下段の「人・農地プラン」を「地域計画」に訂正しております。大変申し訳ございませんでした。

それでは説明に入ります。

今回の改定は、農業委員会等に関する法律の改正によるものです。

本件については、農業委員会等に関する法律第7条に「農地等の利用の最適化の推進に関する目標」と「農地の利用の最適化の推進の方法」をまとめた指針を定めるように努めなければならないと規定されており、当農業委員会では、平成30年7月19日に策定しておりましたが、令和4年に農業委員会等に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることから、法改正後の改正内容を反映させた指針に改正するものでございます。

改正後の指針については、別紙に添付しており、議案につきましては、7ページから14ページに従前の指針と今回の改正後の指針を対比できる新旧対照表を添付しております。

主な変更点を説明します。一つ目は、変更部分で、農地等の利用の最適化の推進の方法の中で、「地域計画」の目標を達成するために、農業委員会が果たすべき役割に関する事項を追加するものです。こちらは、14ページの最後の部分に、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認等5点追加されております。

二つ目は、新たに新設されたもので、農地利用の最適化の推進に関する目標(遊休農地発生防止・解消と担い手への農地利用の集積・集約化)の達成状況の評価方法について新たに追加されたものでございます。

その他は、今回の法改正に係る文言の修正と具体的な現状数値及び目標数値を、市の農政課と調整の上、新しい数値に修正したものでございます。

以上で、議案台19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
農地の有効利用であったり、農地の荒廃防止であったり、指針が出ているわけですが、いかがでございませうか。
農地パトロールなどでまわっておりますが、毎年のように荒廃地が増えている状況でございませう。なにかございませうか。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり承認いたしました。

議長 議案第20号「令和5年度最適化活動の目標の設定について」を、議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第20号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明します。

本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目に基づき、最適化活動の目標等を定めるもので、3月末までに決定することになっておりますが、目標設定の根拠となる令和4年度末の集積面積や遊休農地面積が確定していないため、今回は暫定値での設定でございませう。

それでは16ページをご覧ください。16ページは、令和5年4月1日現在の農業委員会の状況で、萩市の耕地面積は4,220haとなっております。

つづきまして、17ページでございませう。

17ページの1、最適化活動の成果目標でございませうが、(1)農地の集積の①は現状及び課題で、これまでの集積面積が1,68

1 h a、集積率39.8%となっています。この集積面積は、暫定値となります。②の目標でございますが、農地の集積の目標年度は令和5年度末、集積率の目標は70%となっています。これは、山口県の集積目標に合わせたもので、かなりハードルの高い目標となっています。この目標を達成するためには、令和5年度中に新規の集積面積を1,273 h a増やす必要があります。

次に、(2)遊休農地の解消の①は現状及び課題で、現在の1号遊休農地の面積は55 h aとなっており、このうち、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地が25 h a、基盤整備等を行えば耕作可能となる黄区分の遊休農地が30 h aとなっております。この遊休農地面積は、暫定値となります。②の目標では、緑区分の遊休農地25 h aの5分の1、5 h aが解消目標面積となります。解消の方法は、耕作再開か農地中間管理機構への貸付を行う必要があります。

また、黄区分の遊休農地30ヘクタールについて、解消のための工程表の策定方針ですが、申し訳ございません、こちらは記載ミスで、3となっておりますが「現況を確認し、今後の土地利用について検討する」といたします。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は、利用意向調査を行った農地面積、1.8 h aでございます。

つづきまして、18ページでございます。

18ページの(3)、新規参入の促進の①は現状及び課題で、記載のとおりです。令和4年度の新規参入者は、暫定値となります。②の目標でございますが、平成30年度から令和2年度の権利移動面積、これは農地法3条許可及び農用地利用集積計画によって権利の設定が行われた農地面積となりますが、この3年間の平均が270 h aでございます。目標面積はこの270 h aの1割以上で、27.1 h aといたしました。これは、令和5年度中に、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得て公表する農地の目標面積となります。

つづきまして、18ページ中段の2、最適化活動の活動目標の(1)、農業委員及び推進委員が最適化活動を行う日数の目標は、1月当たり6日としております。(2)の活動強化月間は、8月から10月の3回を設定、(3)の新規参入者相談会への参加目標は1回で、山口県及びやまぐち農林振興公社が開催する相談会への参加をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり承認いたしました。

議長 議案第21号「萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則の一部改正について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第21号、萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則の一部改正についてご説明します。議案書は20ページをご覧ください。

20ページは新旧対照表でございます。第2条の改正は、令和4年7月1日付けの農地利用最適化交付金事業実施要綱の改正に伴い、文言を修正するものです。

第3条の改正は、活動記録簿の様式の改正で、様式については21ページに掲載しております。

第4条の改正は、このたびの実施要綱の改正により、タブレット通信費等の事務費も農地利用最適化交付金の対象となったことから、交付金の交付額から事務費を除いた額を、委員さんの活動報酬とさせていただきます。

最後に、22ページが改正案の規則全文となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第21号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり承認いたしました。

議長 議案第22号「非農地判断について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第22号、非農地判断について説明いたします。議案の23ページと議案第22号（別紙）の一覧表をご覧ください。

農業委員会は、「農地法の運用について」第3の1の（3）のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

今回、別紙の一覧表に記載してある土地は、本年度の利用状況調査（農地パトロール）等により確認し、再生利用が困難な農地であり、農地法第2条第1項にいう「耕作の目的に供される土地」に該当しないと判断したものです。今年度から、推進委員さんにタブレットの現地確認アプリで写真を撮影してもらい、事務局がシステムで確認するという方法で実施しております。

別紙の一覧表は地域ごとに通し番号を付し、集計しています。各地域の合計ですが、旧萩地域223筆、315,062㎡、川上地域2筆、1,553㎡、田万川地域72筆、45,428㎡、むつみ地域30筆、28,956㎡、須佐地域56筆42,128㎡、旭地域67筆47,362㎡、福栄地域99筆70,318㎡、全体の合計で549筆、550,807㎡です。

平成30年度から今回までの非農地判断済み農地の累計は、全体で2,501筆、約270ヘクタールとなっています。

非農地判断を行った農地については、農地台帳の整理及び所有者への通知等を行います。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 ないようですので、採決いたします。議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第23号「別段面積の設定の廃止について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第23号、別段面積の設定の廃止についてご説明します。議案書は24ページ、25ページをご覧ください。

これまで、農地法第3条第2項第5号に規定された下限面積については、農地法の改正により令和5年4月1日から廃止となります。

萩市農業委員会では、25ページにありますように、令和元年7月20日付け、萩市農業委員会告示により、全域30アールとし、空き家に附属する農地に限って、1アールの別段面積を設定しておりましたが、この告示を令和5年3月31日をもって廃止いたします。

併せて、萩市空き家に附属する農地の別段面積取扱基準も廃止いたします。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 今後は、下限面積の要件がなくなります。流動化を促進する動きがあるということだと思います。

議 長 発言はございませんか。
特に発言がないようですので、議案第23号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第24号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第24号第1項について説明いたします。議案は27ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29条第1号により、農業用施設の農地転用の届出の提出がありましたので報告いたします。

3月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北北西1.93kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農用区域内農地です。

地番は●●●、登記・現況地目は田、面積1,021㎡の内120㎡です。

届出者は、申請地の耕作者である●●●の●●●で、転用目的は、農道120mの整備です。

位置は、●●●の●●●地区内の●●●沿いにある基盤整備田となります。

転用理由は、申請地は行き止まりの農道のため、農道を新設延長し、農作業の効率化を図るものであります。

新設する農道は、幅2.8m、延長43mの計120㎡の転用となります。

隣接農地の関係ですが、北側及び東側は届出者が耕作する田、西側及び南側は河川堤防に接しており、問題ありません。

用排水計画は、農道の雨水については、自然流下で申請地の田に流入させ、汚水の発生はないため適当です。

被害防除計画ですが、山ずり及び真砂土により30cmから90cmの盛り土を行い、法面は1:1の土羽整形によりバックホウで転圧し整地するため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第24号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第25「農地法第18条第6項の規定による通知について」
をご説明します。議案は29ページです。

まず第1項から第13項は、●●●の●●●さんに農地を集積する
ための解約となっております。

第1項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積182㎡外3筆、
合計で4,040㎡です。借入人は●●●の●●●さんで、貸入人
は●●●の●●●さんです。解約後は●●●と●●●は自己管理、
●●●と●●●は別の方と利用権設定をします。

第2項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,415㎡で
す。借入人は、●●●の●●●さんで、貸入人は●●●の●●●さ
んです。解約後は別の方と利用権設定をします。

第3項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,504㎡で
す。借入人は●●●の●●●さんで、貸入人は●●●の●●●さん
です。解約後は別の方と利用権設定をします。

第4項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,254㎡で
す。借入人は●●●の●●●さんで、貸入人は●●●の●●●さん
です。解約後は別の方と利用権設定をします。

第5項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,061㎡外
2筆、合計で5,623㎡です。借入人は●●●の●●●さんで、
貸入人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を
します。

続きまして、第6項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,
931㎡です。借入人は●●●の●●●さんで、貸入人は●●●の
●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をします。

第7項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,124㎡外
1筆、合計で3,892㎡です。借入人は●●●の●●●さんで、
貸入人は●●●の●●●さんの相続人代表の●●●さんです。解約
後は別の方と利用権設定をします。

第8項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,220㎡外
1筆、合計で1,649㎡です。借入人は●●●の●●●さんで、
貸入人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を
します。

第9項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,638㎡で
す。借入人は●●●の●●●さんで、貸入人は●●●の●●●さん
です。解約後は別の方と利用権設定をします。

第10項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,306番です。賃借人は●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんの相続人代表の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をします。

第11項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積3,176㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をします。

第12項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積3,076㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をします。

第13項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積3,219㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をします。

第14項と第15項は、先ほど申上げましたとおり、削除しまして16項が第14項になります。●●●地区の農地となっております

第14項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,527㎡外3筆、合計で7,668㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をします。以上報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
別の方と利用権設定されるということですが、もし内容がわかれば説明をお願いします。

事務局 第1項から第13項に関しては、やまぐち農林振興公社を通して、●●●さんが借りて耕作をされることになっており、このたびの集積計画に上程をしております。

第14項につきましては、●●●の法人の●●●さんが借りて耕作されます。●●●がひらがなで、●●●が●●●です。●●●さんが●●●の農地を集積されて借りられるということです。

議長 ●●●さんは、お父さんから息子さんへ切り替えですか。

事務局 そうですね。お父さんから息子さんへというものと、ほかの方が耕作されていたところもありますが、●●●さんが集積して耕作されるということでございます。

議長 この解約は全部耕作者が決まっているということですね。

議 長 ほかにございませんか。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第25号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第26号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第26号第1項について説明いたします。議案は34ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月22日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を実施しました。

申請地は、●●●から南南西800mに位置する●●●、登記地目は畑、面積は89㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、周辺は住宅と畑が混在した地域となります。

申立てによると、申請地は隣接地●●●及び●●●に所在する建物に付随した庭として宅地と一体的に使用されているとのことです。

本調査によると、申請地は住宅の庭として使用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項について説明いたします。

2月22日に、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を実施しました。

申請地は、●●●から南南東1.19mに位置する●●●、登記地目は畑、面積は5.21㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、周囲は宅地に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は昭和61年の国土調査以前より隣接地●●●及び●●●と一体をなした水路として使用され現在に至るといことです。

本調査によると、申請地は水路として使用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第3項について説明いたします。

2月1日に、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を実施しました。

申請地は、●●●から東1.89kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積は3,518㎡外1筆で合計面積は3,927㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

2箇所ございまして、こちらが●●●付近にある●●●の農地、こちらが国道●●●号線沿いの●●●付近にある●●●です。

申立てによると、申請地は10年以上前から耕作しておらず、農地としての現況をとどめていないとのこと。

本調査によると、申請地は雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第4項について説明いたします。

3月7日に、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を実施しました。

申請地は、●●●から北東1.1kmに位置する●●●、登記地目は田、面積は407㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、●●●で、付近の一団の農地は令和3年3月に非農地通知を行った農地となります。

申立てによると、申請地は昭和63年頃までは耕作していたが、その後30年以上耕作放棄され、雑木等が繁茂し現在に至るということ。

本調査によると、申請地は雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。なお、こちらの農地は令和3年3月に非農地通知を行っている農地です。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第5項について説明いたします。

3月7日に、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を実施しました。

申請地は、●●●から北東2.2kmに位置する●●●、登記地目は田、面積は951㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、●●●であり、道路を挟んで向かい側の農地になります。

申立てによると、申請地は昭和50年代に埋め立てられて以降、農地として使用されず多目的広場として利用され現在に至るということです。

本調査によると、申請地は隣接地●●●に所在する建物に付随した多目的広場及びイベント施設用地として使用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第6項について説明いたします。

3月3日に、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を実施しました。

申請地は、●●●から南西3kmに位置する●●●、登記地目は田、面積3,084㎡の内2,290㎡、こちらは先ほどの議案第17号の転用面積を除いた部分の面積となります。外5筆で合計面積は、7,574㎡です。

申請者は、●●●の●●●さんです。

申請地は、県道●●●号線沿いで、●●●の交差点、●●●から南に1.5kmの位置となります。

申立てによると、申請地は15年以上前から耕作放棄され、竹や雑木等が繁茂し原野化しているとのことでした。

本調査によると、申請地は雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

なお、本申請地については、●●●及び●●●以外の4筆は、令和3年3月に非農地通知を行った農地でございます。以上、6件報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第26号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前10時35分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和5年3月16日

萩市農業委員会会長

片岡 兼雄

委員

原田 知美

委員

大石 博則